

住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民票の写し等の不正取得が行われた場合において、本人にその旨を通知することにより、本人の権利利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び戸籍届出書記載事項証明書をいう。

(2) 不正取得 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。

(3) 本人 住民票の写し等の交付請求書（職務上請求書を含む。）に交付請求対象者として記載された者（本人の法定代理人を含む。）をいう。

(4) 特定受任者 弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（特許業務法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

(5) 職務上請求書 特定受任者が所属する団体が発行した住民票の写し等の交付を請求する書類をいう。

(本人等への通知)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人に当該不正取得の事実を通知する。ただし、不正取得された住民票の写し等に係る交付申請書が保存年限を経過し廃棄されているときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し等を取得した者が、住民基本台帳法第46条第2号又は戸籍法第133条、同法第134条に該当する不正取得者であることが明らかになった場合

(2) 法務省、横浜地方法務局等の関係機関から、特定受任者が職務上請求書を使用し、不正取得を行った事実が通知された場合

2 前項の規定により通知する項目は、次のとおりとする。

- (1) 請求の種別・通数
- (2) 本籍・住所
- (3) 筆頭者・世帯主の氏名
- (4) 交付請求対象者の氏名
- (5) 利用目的・事由（特定受任者からの請求については「業務の種類」を含む。）
- (6) 請求者の氏名・住所（法人の場合にあっては名称・所在地）
- (7) 交付年月日
- (8) 請求書に記載されている依頼者の氏名又は名称
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が通知する必要があると判断した事項（通知の方法）

第4条 前条の規定による通知は、書面により行うものとする。

（通知後の対応）

第5条 市長は、第3条の規定による通知を受けた本人から、不正取得に係る相談があった場合は、適切な措置を講ずるものとする。

（不正取得した者の所属団体への改善要請）

第6条 市長は、住民票の写し等を不正取得した者が特定受任者であるときは、特定受任者が所属する団体に対して、再発防止への取組を要請するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。